一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和3年7月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積違反点数	当該(営)違反点数
令和3年7月7日	久留米運送株式会社 (法人番号5290001048690) 代表者二又茂明	宮崎支店	文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第1項第1号、法第17条第4項	令和3年6月30日、監査実施。4件の違反が認められた。(1)運転者台帳の記載事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第9条の5第1項)、(2)貨物の積載方法違反(安全規則第5条)、(3)乗務時間等の基準の遵守違反(安全規則第3条第4項)、(4)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)	0点	0点
	福岡県久留米市東櫛原町353	宮崎県宮崎市阿波岐原町坊ノ下2864					
令和3年7月26日	有限会社オールライナー (法人番号3290802016402) 代表者小坂紀子	本社営業所	輸送施設の使用停止(130日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第8条第1項、法第17条第1項第1号、法第17条第4項、道路運送法第95条	令和3年3月29日、監査実施。13件の違反が認められた。(1)事業計画(自動車車庫)に定めるところに従う義務違反(貨物自動車運送事業法(以下「法」)第8条第1項)、(2)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(3)疾病、疲労等のおそれのある乗務(安全規則第3条第6項)、(4)点呼の実施義務違反等(安全規則第7条)、(5)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)、(6)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(7)運行指示書に係る(作成、指示、携行)義務違反(安全規則第9条の3第1項)、(8)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(9)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)、(10)運転者に対する指導監督の記録又は指導監督の記録保存違反(安全規則第10条第1項)、(11)特定運転者に対する特別な指導監督違反(安全規則第10条第2項)、(12)特定運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)、(13)自動車に関する表示義務違反(道路運送法第95条)	13点	13点
	福岡県北九州市八幡西区大浦1丁目2-14	福岡県北九州市若松区高須東3丁目11－24-203					

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和3年7月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積違反点数	当該(営)違反点数
令和3年7月28日	花牟禮曉朗 鹿児島県霧島市国文新町	本店営業所 鹿児島県霧島市隼人町松永字柿木田1157-2	文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第1項第1号、法第17条第4項	令和3年5月26日、監査実施。7件の違反が認められた。(1)運転者台帳の記載事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第9条の5第1項)、(2)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(3)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条)、(4)乗務時間等の基準の遵守違反(安全規則第3条第4項)、(5)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)、(6)運転者に対する指導監督記録事項義務違反(安全規則第10条第1項)、(7)事故の記録事項義務違反(安全規則第9条の2)	0点	0点
令和3年7月29日	株式会社翔陸運 (法人番号4290801015957) 代表者田中栄 福岡県京都郡苅田町長浜町25	本社営業所 福岡県京都郡苅田町長浜町25	輸送施設の使用停止(90日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第8条第1項、法第17条第1項第1号、法第17条第4項	令和3年4月14日、監査実施。7件の違反が認められた。(1)事業計画(自動車車庫)に定めるところに従う義務違反(貨物自動車運送事業法第8条第1項)、(2)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(3)点呼の実施義務違反(安全規則第7条)、(4)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(5)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)、(6)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)、(7)特定運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)	6点	6点